

滑川市と第一生命保険株式会社との包括連携協定

滑川市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康増進及び健康寿命延伸に関すること。
- （2）出生率向上及び若者の定住促進に関すること。
- （3）ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること。
- （4）子ども・子育て支援に関すること。
- （5）青少年育成・教育に関すること。
- （6）高齢者支援に関すること。
- （7）スポーツ振興に関すること。
- （8）産業振興・中小企業支援に関すること。
- （9）環境保全に関すること。
- （10）防災、防犯及び交通安全に関すること。
- （11）市政の情報発信に関すること。
- （12）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 甲及び乙は、本契約の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年7月1日

甲 富山県滑川市寺家町104
滑川市
市長

上田昌孝

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命保険株式会社
富山支社長

箭内明仁